

## 覚書

研究機関名(以下「研究機関」という。)と独立行政法人 科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、機構の戦略的国際科学技術協力推進事業における研究機関名 役職 氏名を研究代表者とする研究課題「研究課題名」(以下「本研究」という。)を実施するに当たり、次のとおり覚書を締結するものとする。

### (研究期間)

第1条 本研究の研究期間は、原則として契約締結日から平成24年3月31日までとし、本研究に係る委託研究契約は、会計年度毎に締結するものとする。

- 2 機構は、必要に応じて前項の研究期間を短縮することができるものとし、新たに設定する研究期間の終了日については、研究機関及び機構において協議の上これを定めるものとする。

### (協議)

第2条 この覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、協議の上これを定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、それぞれ記名捺印の上、各自1通を保管するものとする。

平成 XX年 XX月 XX日

(研究機関)住所  
機関名  
契約担当役 役職 氏名

(機 構)埼玉県川口市本町4丁目1番8号  
独立行政法人 科学技術振興機構  
理事長 北澤 宏一